

諮問庁：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

諮問日：令和5年11月10日（令和5年（独個）諮問第83号）

答申日：令和6年6月12日（令和6年度（独個）答申第10号）

事件名：本人に係る障害者台帳についての特定の事項の事由及び根拠の開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる各保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和5年5月9日付け5高障求発第57号により独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである（資料は省略する。）。

（1）審査請求書

ア 本件開示請求項目は下記のとおりである（資料16ないし19）。

項目1（資料18） （別紙の1と同一内容のため省略）

項目2（資料16、17及び19） （別紙の2と同一内容のため省略）

イ 特定課Aは上記アの本件請求文書に対して「当該保有個人情報が記録された法人文書を作成していないため。」（本件決定通知書－別紙）として「不存在」（本件補正依頼書（略）－2）であると答えている。

ウ しかし公文書等の管理に関する法律4条に「当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう（中略）文書を作成しなければならない。」と定められているので「当該保有個人情報が記録された法人文書を作成していない」（本件決定通知書－別紙）のであればそれは同条に違反している（資料21）。

エ したがって特定課Aはなぜ「当該保有個人情報が記録された法人文書

を作成していない」（本件決定通知書一別紙）のか、すなわちなぜ公文書等の管理に関する法律4条を遵守していないのかについて行政手続法8条1項に基づいて説明しなければならないが原処分においてそれはなされていない。

オ したがって原処分は行政手続法8条1項に違反しているので取り消されなければならない。

カ ところで特定職員（中略）、特定所長A（中略）及び特定所長B（中略）は各法人文書（電子mailを含む）に別表1のとおり書いているのでそれ等が本件請求事由に当たるのか否かについて見分せよ。まず特定課Aは別表1に挙げられている各法人文書（電子mailを含む）を総務省情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に証拠提出せよ。そして当該文書を収受した審査会は当該文書が本件文書該当性を満たすのか否かについて見分せよ。

（以下略）

（2）意見書

本件理由説明書（下記第3。以下同じ。）を以下のとおり論駁する。

ア 「原処分維持が適当である」と書かれているが後述するとおり原処分維持は適当でないので取り消されなければならない。

イ 「受付日同月15日」と書かれているが審査請求人はこれについて不知でありなぜなら諮問庁特定課B課長及び特定課A課長がこれについて審査請求人に通知していないからである。

ウ 「該当する保有個人情報記録された法人文書を作成しておらず」と書かれているが公文書等の管理に関する法律4条に「当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう（中略）文書を作成しなければならない。」と定められているので明らかに同条に違反しており（資料21）更になぜ違反しているのかについて本件決定通知書及び本件理由説明書においてしかるべき説明が全くなされていないので原処分は行政手続法8条1項に違反している。

エないしカ （略）

キ 「審査請求人は機構が作成した研修資料及び審査請求人が提出した資料と矛盾していると主張し」と書かれているが本件理由説明書一別紙に書かれているとおりそのような主張をしておらずまた何々が何々と矛盾しているという旨も本件理由説明書一別紙のどこにも書かれていないので諮問庁特定課A課長は本件開示請求内容を正しく理解できていないと断定される。審査請求人が本件開示請求において問質している内容はなぜ特定職員（中略）は（中略）を何一つ行っていない（資料7及び25）のかである。

ク 「障害者台帳に記録はなく」と書かれているが特定職員（中略）は別表２のとおり障害者台帳（資料２７）に書いているので審査会は諮問庁特定課Ｂ及び特定課Ａから当該台帳を取り寄せた上で当該台帳が本件請求文書該当性を満たしているのか否かについて見分せよ。

ケ 「このほかに該当する保有個人情報に記載された法人文書の存在が確認できない」と書かれているが別表３のとおり法人文書（電子mailを含む）が存在しているので審査会はこれ等の法人文書（電子mailを含む）を諮問庁特定課Ｂ及び特定課Ａから取り寄せた上でこれ等の法人文書（電子mailを含む）が本件請求文書該当性を満たしているのか否かについて見分せよ。

コ （中略）次いで「矛盾していると主張し」と書かれているが本件理由説明書－別紙に書かれているとおりそのような主張をしておらずまた何々が何々と矛盾しているという旨も本件理由説明書－別紙のどこにも書かれていないので諮問庁特定課Ａ課長は本件開示請求内容を正しく理解できていないと断定される。審査請求人が本件開示請求において問質している内容はなぜ特定職員（中略）は主治医の意見書（資料２９）に書かれているとおりに診断名（特定障害Ａ及び特定障害Ｂ）を評価結果（障害者台帳（資料２７）３頁）に転記していないのか、またなぜ主治医の意見書（資料２９）に書かれているとおりに「評価・判断」（資料１－１２頁）していないのかである。

サ 「障害者台帳を確認したところ、審査請求人が求める保有個人情報の記載はなかった」とか書かれておりまた「障害者台帳には記載がなかった」と書かれているが特定職員（中略）及び特定所長Ａ（中略）は別表４のとおり障害者台帳（資料２７）及び特定文書（資料２６）に書いているので審査会は諮問庁特定課Ｂ及び特定課Ａから当該台帳及び特定文書（資料２６）を取り寄せた上で当該台帳及び特定文書（資料２６）が本件請求文書該当性を満たしているのか否かについて見分せよ。

シ及びス （略）

セ 「障害者台帳に記録はなく、このほかに該当する保有個人情報に記載された法人文書の存在が確認できない」と書かれているが特定職員（中略）及び特定所長Ａ（中略）は別表５のとおり障害者台帳（資料２７）及び特定文書（資料２６）に書いているので審査会は諮問庁特定課Ｂ及び特定課Ａから当該台帳及び特定文書（資料２６）を取り寄せた上で当該台帳及び特定文書（資料２６）が本件請求文書該当性を満たしているのか否かについて見分せよ。

ソ 「精神科医の診断と矛盾していると主張し」と書かれているが本件理由説明書－別紙に書かれているとおりそのような主張をしておらずまた何々が何々と矛盾しているという旨も本件理由説明書－別紙のどこにも

書かれていないので諮問庁特定課A課長は本件開示請求内容を正しく理解できていないと断定される。審査請求人が本件開示請求において問質している内容はなぜ精神科医でない特定職員（中略）は精神科医による診断（資料29）に反する判断（資料1－12頁）をしているのかである。

タ 「障害者台帳に記録はなく、このほかに該当する保有個人情報に記載された法人文書の存在が確認できない」と書かれているが特定職員（中略）及び特定所長A（中略）は別表6のとおり障害者台帳（資料27）及び特定文書（資料26）に書いているので審査会は諮問庁特定課B及び特定課Aから当該台帳及び特定文書（資料26）を取り寄せた上で当該台帳及び特定文書（資料26）が本件請求文書該当性を満たしているのか否かについて見分せよ。

チ （略）

ツ 「障害者台帳に記録はなく、このほかに該当する保有個人情報に記載された法人文書の存在が確認できない」と書かれているが特定職員（中略）及び特定所長A（中略）は別表7のとおり障害者台帳（資料27）及び特定文書（資料26）に書いているので審査会は諮問庁特定課B及び特定課Aから当該台帳及び特定文書（資料26）を取り寄せた上で当該台帳及び特定文書（資料26）が本件請求文書該当性を満たしているのか否かについて見分せよ。

テ 「該当する保有個人情報が記録された文書は作成しておらず」と書かれているが公文書等の管理に関する法律4条に「当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう（中略）文書を作成しなければならない。」と定められているので明らかに同条に違反しており（資料21）更になぜ違反しているのかについて本件決定通知書及び本件理由説明書においてしかるべき説明が全くなされていないので原処分は行政手続法8条1項に違反している。

ト 「原処分は妥当である。」と書かれているが上記のとおり原処分は妥当でないので取り消されなければならない。

ナ 最後に本件諮問が失当であることについても糾弾しておく。諮問庁の website に「個人情報保護法開示請求等の事務処理要領」（資料45）が公開されており当該要領一第12－3－（1）に「機構は、審査請求があった場合、可能な限り速やかに審査会へ諮問する。諮問するに当たって改めて調査・検討等を行う必要がないような事案については、審査請求があった日から諮問するまでに遅くとも30日を超えないようにするとともに、その他の事案についても、特段の事情がない限り、遅くとも90日を超えないようにすることとする。」と定められている。

本件諮問通知書に書かれているとおり本件審査請求日は「令和5年8月3日」であり本件諮問日は「令和5年11月10日」であるので諮問庁が審査会に諮問するまでに99日間も掛かっていることになる。しかし当該要領－第12－3－（1）に「審査請求があった日から諮問するまでに遅くとも30日を超えないようにするとともに、その他の事案についても、特段の事情がない限り、遅くとも90日を超えないようにすることとする。」と定められているので本件諮問は当該要領－第12－3－（1）に違反しておりそれゆえに失当である。

（以下略）

第3 諮問庁の説明の要旨

本件審査請求にあつては、以下の理由により原処分維持が適当であると考ええる。

令和4年11月10日付け（受付日同月15日）で審査請求人から法77条1項の規定に基づく別紙に掲げる各保有個人情報（本件対象保有個人情報）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）があり、該当する保有個人情報が記録された法人文書を作成しておらず、保有していないため不開示とする決定を行った（原処分）。審査請求人は、原処分について取消しを主張している。

別紙にある障害者台帳とは、審査請求人に関する職業評価の結果や職業相談の記録等、個人情報が集約された文書である。

なお、原処分の理由等は、以下のとおりである。

1 別紙の1の文書について

審査請求人が指摘する箇所は、障害者台帳に記録されていることが認められる。当該記録は審査請求人との相談内容を踏まえ、特定職員が記録したものであるが、審査請求人は機構が作成した研修資料及び審査請求人が提出した資料と矛盾していると主張し、障害者台帳に当該記載をしている事由及び根拠について、開示を求めているものと解される。

審査請求人の求める内容について、障害者台帳に記録はなく、このほかに該当する保有個人情報が記載された法人文書の存在が確認できないことから、不存在としたものである。

2 別紙の2の文書について

（1）別紙の2（1）①及び③について、審査請求人は、障害者台帳に記載された診断名が主治医の意見書と矛盾していると主張し、障害者台帳に当該記載をしている事由及び根拠等について、障害者台帳のうち、当該事由等を記す部分の開示を求めているものと解される。

これについては、障害者台帳を確認したところ、審査請求人が求める保有個人情報の記載はなかったため、不存在としたものである。

また、別紙の2（1）の②について、審査請求人が指摘する箇所は、障

害者台帳に記録されていることが認められる。障害者台帳の1頁と3頁に記載された診断名が一致していない事由について、障害者台帳には記載がなかったため、不存在としたものである。

- (2) 別紙の2(2)について、審査請求人が指摘する箇所は、障害者台帳に記録されていることが認められる。当該記録は審査請求人との相談内容を踏まえ、特定職員が記録したものであるが、障害者台帳3頁の「特定記載A」との記録が同7頁の「特定記載B」との記録と矛盾しており、嘘を書いていると主張し、嘘を書いている事由及び根拠等について、開示を求めているものと解される。

これについては、審査請求人の求める内容について、障害者台帳に記録はなく、このほかに該当する保有個人情報に記載された法人文書の存在が確認できないことから、不存在としたものである。

- (3) 別紙の2(3)について、審査請求人が指摘する箇所は、障害者台帳に記録されていることが認められる。審査請求人は、障害者台帳に記載された各記録が精神科医の診断と矛盾していると主張し、特定職員が当該記録のとおり判断した事由及び根拠等について、開示を求めているものと解される。

これについては、審査請求人の求める内容について、障害者台帳に記録はなく、このほかに該当する保有個人情報に記載された法人文書の存在が確認できないことから、不存在としたものである。

- (4) 別紙の2(4)について、審査請求人が指摘する箇所は、障害者台帳に記録されていることが認められる。当該記録は審査請求人との相談内容を踏まえ、特定職員が記録したものであるが、審査請求人の求める内容について障害者台帳に記録はなく、このほかに該当する保有個人情報に記載された法人文書の存在が確認できないことから、不存在としたものである。

以上のことから、機構が本件開示請求に対し、該当する保有個人情報が記録された文書は作成しておらず、保有していないため法82条2項の規定に基づき不開示決定とした原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-------------------|
| ① | 令和5年11月10日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年12月22日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④ | 令和6年5月16日 | 審議 |
| ⑤ | 同年6月6日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分

庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し改めて確認させたところ、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。

ア 本件開示請求は、審査請求人に係る障害者台帳の各「記載」に関し、当該記載がされた事由、根拠及び意思決定過程を記す法人文書の開示を求めるものである。

イ 障害者台帳とは、審査請求人に関する職業評価の結果や職業相談の記録等、個人情報が集約された文書であるところ、職業評価や職業相談における審査請求人等とのやり取りの記録は同台帳の外に保有していないため、障害者台帳を確認したところ、審査請求人が求める保有個人情報の記載はなかったため、不存在としたものである。

ウ 障害者台帳は、担当職員が面接、各種検査等の実施により収集した諸情報等を取りまとめているものであり、作成に当たって決裁を経る等の手続はなく、また、審査請求人が指摘する箇所は各種検査結果を直接的に記載した箇所でもないことから、本件対象保有個人情報にある障害者台帳の各「記載」の事由や根拠、過程を記す文書は作成していない。

エ 念のため、審査請求人が特定すべきとする障害者台帳を改めて確認したが、該当する保有個人情報を確認できなかった。

(2) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ検討する。

本件対象保有個人情報に係る上記(1)アの説明は、本件開示請求書の記載を踏まえれば是認できる。よって、本件対象保有個人情報の探索の範囲としては、障害者台帳に係る決裁文書等の経緯文書となるところ、同台帳の性質等に鑑みれば、上記(1)ウの説明に特段不自然・不合理な点は認められない。

また、職業評価や職業相談における審査請求人等とのやり取りの記録は当該台帳の外に保有しておらず、同台帳に本件対象保有個人情報の記録がされていないとする諮問庁の説明(上記第3及び上記(1))を覆すに足る事情は認められず、本件対象保有個人情報にある「事由、根拠及び意思決定過程を記す法人文書」を作成したとすべき特段の事情も認められない。

したがって、機構において、本件対象保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

当審査会において、諮問書に添付された法 83 条 2 項に基づく「開示決定等期限の延長について（通知）」を確認したところ、処分庁が通知した延長後の開示決定期限は令和 5 年 1 月 16 日であり、求補正に要した日数を除いてもなお、原処分は開示決定期限を超過してされたものと認められる。

このような処分庁の対応は不適正なものであるといわざるを得ず、今後、処分庁においては、開示決定期限を超過することのないよう、適切に対応することが望まれる。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、機構において、本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第 5 部会)

委員 藤谷俊之，委員 石川千晶，委員 磯部 哲

別紙（本件対象保有個人情報）

1 令和3年度厚生労働大臣指定講習（後期合同講習）カリキュラム（資料4）において「発達障害の障害特性に応じた支援方法及び配慮事項」，「発達障害者への支援技法として有効とされているTEACCHプログラムの知識と技術」，「T-TAPによるアセスメントの技法」（同），「発達障害者に対する効果的な支援方法」及び「ワークシステム・サポートプログラムの実施方法，留意点等」（同）が書かれており，また資料6において「構造化は，TEACCHプログラムにおける自閉症の指導や支援の主たる技法として位置づけられ，系統的に洗練され発展してきた」と書かれているにも関わらず特定職員が障害者台帳に「あえて，特定記載C」（同障害者台帳9頁）のはなぜか（①），また特定市が公文書（資料7）において暴露しているとおりの（中略）たちに対しても「特定記載C」（障害者台帳9頁）のはなぜか（②），また「特定記載D」（同9頁）と書いているのはなぜか（③），更にcase会議における会話記録（資料8－2ないし5頁）のとおりの発言がなされていないにも関わらず「特定機関A氏より（中略）と話す」（障害者台帳9頁）という嘘を書いているのはなぜか（④）？それらの事由，根拠及び意思決定過程（公文書等の管理に関する法律4条）を記す法人文書（電子mail，FAX及び電話録取記録を含む）

2

（1）精神科医が開示請求者を「特定障害B」と診断している（主治医の意見書）にもかかわらず精神科医でない特定職員が開示請求者を「特定障害B」と「評価・判断」（資料1－12頁）していないのはなぜか（①）？また特定職員が作成した障害者台帳のうち，同1頁に書かれている診断名（特定障害A及び特定障害B）と同3頁に書かれている診断名（特定障害A）が一致していないのはなぜか（②）？更に同3頁に書かれている診断名（特定障害A）と主治医の意見書に書かれている診断名（特定障害A及び特定障害B）が一致していないのはなぜか（③）？特定職員が作成した障害者台帳のうち，それらの事由，根拠及び意思決定過程（公文書等の管理に関する法律4条）を記す部分

（2）特定職員は「特定記載A」（障害者台帳3頁）と書いており一方で「特定記載B」（同7頁，特定職員はcounseling時に「特定障害C」と言っている（本件開示請求書－脚注4））と書いている。しかし医学書（資料9）において（中略）と書かれているので，これを踏まえれば「特定記載B」（障害者台帳7頁，特定職員はcounseling時に「特定障害C」と言っている（本件開示請求書－脚注4））るのであれば（中略）であるが，それにも関わらず特定職員が「特定記載A」（障害者台帳3頁）という嘘を書いているのはなぜか？その事由，根拠及び意思決定過程（公文書等の管理に関する法律4条）を記す法人文書（電子mail，FAX及び電話録取記

録を含む)

- (3) 特定職員は障害者台帳各頁に下記のとおり書いているが下記の内容はいずれも主治医の意見書に書かれていない。精神科医が下記のとおり診断していないにも関わらず精神科医でない特定職員が下記のとおり判断することができるのはなぜか？その事由、根拠及び意思決定過程（公文書等の管理に関する法律4条）を記す法人文書（電子mail, FAX及び電話録取記録を含む）

ア 障害者台帳1頁「感覚過敏あり」

イ 障害者台帳3頁「感覚過敏あり」及び「感覚過敏により」

ウ 同上「特定記載E」

エ 障害者台帳7頁「特定記載B」（特定職員はcounseling時に「特定障害C」と言っている（本件開示請求書―脚注4））

オ 障害者台帳8頁「特定障害Dではないか」

カ 障害者台帳9頁「特定障害D的な傾向が見受けられる」

- (4) 医学論文（資料13）において特定障害Dと「神経性無食欲症（以下「AN」）」との合併報告は調べ得た限り本邦ではない」と書かれているが、精神科医が「特定障害Dと神経性無食欲症の合併報告は調べ得た限り本邦ではない」（資料13）と認めているにも関わらず、精神科医でない特定職員が「特定記載B」（障害者台帳7頁、特定職員はcounseling時に「特定障害C」と言っている（本件開示請求書―脚注4））と「特定障害D」（障害者台帳8及び9頁）を併記しているのはなぜか？その事由、根拠及び意思決定過程（公文書等の管理に関する法律4条）を記す法人文書（電子mail, FAX及び電話録取記録を含む）

別表 1

本件開示請求項目（資料 1 6 ないし 1 9）	各法人文書（電子m a i lを含む）
項目 1（資料 1 8） （別紙の 1 と同一内容のため省略）	①ないし③ ・ 特定所長 A（中略）が作成した特定文書（資料 2 6） （ア） 特定所長 A（中略）は特定文書－7 に「構造化については，「特定記載 F」との発言があったことから，（中略）により記載しなかった」と書いている。 （イ） しかし特定市は「特定職員（中略）が（中略）たちに対しても構造化を行っていない」（資料 7 及び 2 5）と暴露しているのでこれと整合していない。 （ウ） また特定所長 B（中略）は電子m a i l（資料 5）に「特定記載 G」と書いているのでこれとも整合していない。 （エ） また厚生労働大臣指定講習資料（資料 2 3）に「受講者（補註：障害者職業カウンセラー）が担当する作業を構造化，視覚化する」と書かれているのでこれとも整合していない。 （オ） 更に特定所長 A は「構造化については，「特定記載 F」との発言があった」と書いているが c a s e 会議における会話記録（資料 8－2 ないし 5 頁）のとおりそのような発言もなされていない。 ・ 特定所長 B（中略）が送信した電子m a i l（資料 5） （ア） 特定所長 B（中略）は電子m a i l（資料 5）に「特定記載 G」と書いている。 （イ） しかし厚生労働大臣指定講習資料（資料 2 3）に「受講者（補註：障害者職業カウンセラー）が担当する作業を構造化，視覚化する」と書かれているのでこれと整合していない。 ・ 特定職員（中略）が作成した障害者台帳（資料 2 7） （ア） 特定職員（中略）は構造化について「特定記載 H」（障害者台帳 8 頁），「特定記載 I」（同 9 頁）及び「特定記載 D」（同）と判断しておりそれ等を書いている。 （イ） しかし医学書（資料 6）に「構造化は，T E A C C H プログラムにおける自閉症の指導や支援の主たる技法と

	して位置づけられ、系統的に洗練され発展してきた」と書かれているのでこれと整合していない。 (ウ) また厚生労働大臣指定講習資料(資料23)に「受講者(補註: 障害者職業カウンセラー)が担当する作業を構造化, 視覚化する」と書かれているのでこれとも整合していない。 (エ) 更に特定職員(中略)は「特定機関A氏より(中略)と話す」(同9頁)と書いているがcase会議における会話記録(資料8-2ないし5頁)のとおりそのような発言もなされていない。 ④ ・特定職員(中略)が作成した障害者台帳(資料27) (ア) 特定職員(中略)は障害者台帳9頁に「特定記載J, 本人は特定記載K」と書いておりcase会議時に(中略)と考えられる。 (イ) また特定職員(中略)は「特定記載K」と書いているがcase会議における会話記録(資料8-2ないし5頁)のとおりそのような発言もなされていない。
項目2(資料16, 17及び19 (1) (別紙の2(1)と同一内容のため省略)	①ないし③ ・特定所長A(中略)が作成した特定文書(資料26) (ア) 特定所長A(中略)は特定文書-4に「診断名は一律に評価結果に転記するものではありません。」と書いている。 (イ) しかし障害者台帳記入要領(資料28)に「診断書等によって確認された障害名を記入すること。」と書かれているのでこれと整合していない。 ・特定職員(中略)が作成した障害者台帳(資料27) (ア) 特定職員(中略)は障害者台帳8頁に「特定記載L」と書いているので精神科医が審査請求人(開示請求者)を「特定障害B」(主治医の意見書(資料29))と診断しているにも関わらず精神科医でない特定職員(中略)が審査請求人(開示請求者)を「特定障害B」でないと判断していたと考えられる。 (イ) しかし主治医の意見書(資料29)に「中等症の特定E症状もある」と書かれているのでこれと整合していない(本件開示請求書-項目20を参照せよ)。 (ウ) また医学書(資料10及び11)に「森田神経質にお

(2) (別紙の2 (2)と同一内 容のため省略) (3) (別紙の2 (3)と同一内 容のため省略)	ける「こだわり」は、(中略)が異なる。」(資料10)(中略)(資料11)と書かれているのでこれ等とも整合していない(本件開示請求書一項目20を参照せよ)。 (エ)更に他の医学書(資料32ないし34)にも(中略)と書かれているのでこれ等とも整合していない。 ・特定所長A(中略)が作成した特定文書(資料26) (ア)特定所長A(中略)は特定文書ー2に「特定記載M」と書いている。 (イ)しかし医学書(資料9)に(中略)と書かれているのでこれと整合していない。 (ウ)また他の医学書(資料36及び37)にも(中略)と書かれているのでこれ等とも整合していない。 (エ)更に心理学書(資料35)にも(中略)と書かれているのでこれとも整合していない。 ・特定職員(中略)が作成した障害者台帳(資料27) ① (ア)特定職員(中略)は障害者台帳1頁に「特定記載N」と書いている。 (イ)しかし特定市は「特定職員(中略)が書いている所見のうち、操作的診断基準(資料31)の趣旨に合致する所見(資料30)は存在しない」(資料24)と判断しているので操作的診断基準(資料31)の趣旨に合致していない。 (ウ)またc o u n s e l i n gにおける会話記録(資料12)のとおりそのような発言もなされていない(本件開示請求書一項目18を参照せよ)。 ② (ア)特定職員(中略)は障害者台帳3頁に「特定記載O」,「特定記載P」と書いている。 (イ)しかし特定市は「特定職員(中略)が書いている所見のうち、操作的診断基準(資料31)の趣旨に合致する所見(資料30)は存在しない」(資料24)と判断しているので操作的診断基準(資料31)の趣旨に合致していない。 (ウ)またc o u n s e l i n gにおける会話記録(資料12)のとおりそのような発言もなされていない(本件開
---	--

	示請求書一項目 18 を参照せよ）。 ③ (ア) 医学書（資料 14）に（中略）と書かれているのでこれと整合していない。 (イ) また特定市は「特定職員（中略）が書いている所見のうち、操作的診断基準（資料 31）の趣旨に合致する所見（資料 30）は存在しない」（資料 24）と判断しているので操作的診断基準（資料 31）の趣旨にも合致していない。 ④ (ア) 特定職員（中略）は障害者台帳 7 頁に「特定記載 Q」と書いている。 (イ) しかし特定市は「特定職員（中略）が書いている所見のうち、操作的診断基準（資料 31）の趣旨に合致する所見（資料 30）は存在しない」（資料 24）と判断しているので操作的診断基準（資料 31）の趣旨に合致していない。 (ウ) 略 ⑤ (ア) 特定職員（中略）は障害者台帳 8 頁に「特定記載 R」と書いている。 (イ) しかし特定市は「特定職員（中略）が書いている所見のうち、操作的診断基準（資料 31）の趣旨に合致する所見（資料 30）は存在しない」（資料 24）と判断しているので操作的診断基準（資料 31）の趣旨に合致していない。 (ウ) また特定課 A は本件補正依頼書（略）－ 2－項目 42（資料 20）において「「特定記載 R」（障害者台帳 8 頁）に該当する回答用紙は存在しない」と認めている。 (エ) 略 ⑥ (ア) 特定職員（中略）は障害者台帳 9 頁に「特定記載 S」と書いている。 (イ) しかし特定市は「特定職員（中略）が書いている所見のうち、操作的診断基準（資料 31）の趣旨に合致する所見（資料 30）は存在しない」（資料 24）と判断しているので操作的診断基準（資料 31）の趣旨に合致し
--	---

(4) (別紙の2 (4)と同一内容のため省略)	ていない。 (ウ) また特定課Aは本件補正依頼書(略)－2－項目43において「事実として裏付けられる事由及び根拠を記す法人文書は存在しない」と認めている。 ・特定職員(中略)が作成した障害者台帳(資料27) (ア) 特定職員(中略)は障害者台帳7頁に「特定記載Q」と書いている。 (イ) また特定職員(中略)は障害者台帳8頁に「特定記載R」と書いている。 (ウ) 更に特定職員(中略)は障害者台帳9頁に「特定記載S」と書いている。 (エ) しかし特定市は「特定職員(中略)が書いている所見のうち、操作的診断基準(資料31)の趣旨に合致する所見(資料30)は存在しない」(資料24)と判断しているので操作的診断基準(資料31)の趣旨に合致していない。 (オ) 略 (カ) また特定課Aは本件補正依頼書(略)－2－項目42(資料20)において「「特定記載R」(障害者台帳8頁)に該当する回答用紙は存在しない」と認めている。 (キ) また特定課Aは本件補正依頼書(略)－2－項目43において「事実として裏付けられる事由及び根拠を記す法人文書は存在しない」と認めている。 (ク) 略
---	--

別表2

特定職員 (中略)が 作成した障 害者台帳 (資料2 7)	特定市(資 料7及び2 5)	医学書(資 料6)	諮問庁 障害者職業総合センター 厚生労働大臣指定講習 (後期合同講習)手順 書作成技能 トレーニング(資料2 3) 障害者の雇		case会 議における 会話記録 (資料8) 4及び5頁
				実践報告書 No. 14 (資料3 8)	

			用の促進等に関する法律 24 条 2 項		
8 頁 特定記載 H を理由をつけて説明するが、（中略）強く主張する。 9 頁 特定記載 I 本人は、「特定記載 F」今後については、（中略）とのこと。職業評価結果について、本人は（中略）特定記載 J、本人（中略）は特定記載 K、（中略）特定記載 D、と話すが（中略）できない。	特定職員（中略）が作成した職業評価（障害者台帳の一部）19 件のうち、発達障害者支援として構造化が行われていると判断できる当該文書は存在しない。	構造化は、TEACCH プログラムにおける自閉症の指導や支援の主たる技法として位置づけられ、系統的に洗練され発展してきた	受講者（補註：障害者職業カウンセラー（障害者の雇用促進等に関する法律 24 条 1 項））が担当する作業を構造化、視覚化する正確に、効率よくできる不安感を軽減	29 頁（中略） 「構造化」とは（中略）職場環境をわかりやすく再構成することをいいます。 31 頁 一人ひとりの特徴を捉えた上で、必要な構造化を行うことが大切になります。	略

別表 3

諮問庁 特定施設		諮問庁 特定課 A		諮問庁 障害者職業総合センター	
特定所長 A	特定所長 B	諮問庁特定	諮問庁特定	厚生労働大	実践報告書

（中略）が作成した特定文書（資料２６）	（中略）が送信した電子mail（資料５）	課Ａ課長が作成した補正依頼書（資料３９）	課Ａ課長が作成した補正依頼書（資料４０）	臣指定講習（後期合同講習）手順書作成技能トレーニング（資料２３） 障害者の雇用の促進等に関する法律２４条２項	Ｎｏ．１４ （資料３８）
記７ 「構造化が書かれていない」とのご指摘について →構造化については、「特定記載Ｆ」との発言があったことから（中略）により記載しなかったもので、構造化そのものを不要としているものではありません。	なお、（中略）職業評価結果に関するご質問については（中略）により既に回答済みであること、特定記載Ｇをお伝えいたします。	１（３） 項目１８ 別紙「開示を請求する保有個人情報」の項目１８の①及び②に該当する文書は、貴殿に送付した特定文書となります。	１（１） 項目３０及び３１ 別紙「開示を請求する保有個人情報」の項目１ないし項目４４、項目４６ないし項目５０について、該当する保有個人情報を確認することができません。このため、本件について開示請求をされても不存在となり、不開示決定となり	受講者（補註：障害者職業カウンセラー（障害者の雇用の促進等に関する法律２４条１項））が担当する作業を構造化、視覚化する 正確に、効率よくできる 不安感を軽減	２９頁 （中略） 「構造化」とは（中略）職場環境をわかりやすく再構成することをいいます。 ３１頁 一人ひとりの特徴を捉えた上で、必要な構造化を行うことが大切になります。

			ます		
--	--	--	----	--	--

別表 4

特 定 職 員 (中略) が 作成した障 害 者 台 帳 (資 料 2 7)	主治医の意 見書(資料 29)	医学書(資 料10, 1 1, 32な いし34) 及び 医 学 論 文 (資 料 4 2)	特定所長 A (中略) が 作成した特 定文書(資 料26)	諮問庁特定 課A課長が 作成した補 正依頼書 (略, 資料 41)	障害者台帳 記 入 要 領 (資 料 2 8)
8 頁 特定記載 L	中等症の特 定 E 症状も ある	資料10 森田神経質 における 「こだわ り」は, (中略) が 異なる 資料11 幼児自閉症 児には, (中略) が ある 資料34 (中略) は 厳密には異 なる 資料33 (略) 資料32 (中略) か ら生じてい るのではない 資料42 近年の研究 では, (中	記4 診断名は一 律に評価結 果に転記す るものでは ありませ ん。	1(2) 項目3ない し5 「診断名は 一律に評価 結果に転記 するものでは ありません。」とい う旨が書か れている障 害者台帳記 入要領, 地 域障害者職 業センター 業務運営手 引及び厚生 労働大臣指 定講習資料 は存在しな い。	診断書等に よって確認 された障害 名を記入す ること。

		略) 症状とは異なるものであることが示唆されている。 両者が別の病態を持つ可能性を示唆する。 (中略) を区別する			
--	--	---	--	--	--

別表 5

特定職員 (中略) が作成した障害者台帳 (資料 2 7)	特定所長 A (中略) が作成した特定文書 (資料 2 6)	医学書 (資料 9, 3 6 及び 3 7), 心理学書 (資料 3 5) 及び医学論文 (資料 4 3)
1 頁 特定記載 T 3 頁 特定記載 U 7 頁 特定記載 V	記 2 特定記載 M	資料 9 (略) 資料 3 6 (略) 資料 3 7 (略) 資料 3 5 (中略) などが存在する 資料 4 3 (中略) もよくみられる

別表 6

特定職員 (中略) が作成した障害者台帳 (資料 2 7)	特定所長 A (中略) が作成した特定文書 (資料 2 6)	特 定 市 (資料 2 4)	医 学 書 (資 料 9 , 1 4 , 3 6 及 び 3 7) , 心 理 学 書 (資 料 3 5) 及 び 医 学 論 文 (資 料 1	c o u n s e l l i n g に お け る 会 話 記 録 (資 料 1 2) 本 件 開 示 請 求 書 一 項	諮問庁特定課 A 課長が作成した本件補正依頼書 (略)	厚生労働大臣指定講習資料 (資料 2 2) 障害者の雇用の促進等に関する法律 2 4 条 2 項
-------------------------------	--------------------------------	----------------	---	---	-----------------------------	--

			3 及び 4 3)	目 1 8		
1 頁 感覚過敏 あり 特定記載 N。 特定記載 T。 2 頁 略 3 頁 特定記載 U。 感覚過敏 があり、 特定記載 O 特定記載 P。 特定記載 E。 (中 略)。 7 頁 (中略) 特定記載 V。 8 頁 (中略) 特定記載 R, 特定 障害 D で は な い か, と伝 える 9 頁	記 2 特定記載 M	特定職員 (中略) が書いて いる所見 のうち、 操作的診 断 基 準 (資料 3 1) の趣 旨に合致 する所見 (資料 3 0) は存 在 し な い。	資料 9 略 資料 1 4 (中略) は明らか である 資料 3 6 略 資料 3 7 略 資料 3 5 (中略) などが存 在する 資料 1 3 (中略) と神経性 無食欲症 (神経性 やせ症) との合併 報告は調 べ得た限 り本邦で はない。 資料 4 3 (中略) もよくみ られる。	特 定 年 月 日 に 行 わ れ た 一 回 目 の カ ウ ン セ リ ン グ が 終 わ り (中 略) と い う や り 取 り が あ っ た。	記 2 項目 4 2 「特定記 載 R 」 (障害者 台 帳 8 頁) に該 当する回 答用紙は 存在しな い。 項目 4 3 事実とし て裏付け られる事 由及び根 拠を記す 法人文書 は存在し ない。	発達障害 に関する 知識を、 (中略) に用いな い。

特定記載 S，特定 障害D的 な傾向が 見受けら れる。						
---	--	--	--	--	--	--

別表 7

特定職員（中略）が作成した障害者台帳（資料27）	特定所長A（中略）が作成した特定文書（資料26）	特定市（資料24）	医学論文（資料13及び43），医学書（資料9，36及び37）及び心理学書（資料35）	諮問庁特定課A課長が作成した本件補正依頼書（略）	厚生労働大臣指定講習資料（資料22） 障害者の雇用の促進等に関する法律24条2項
1頁 特定記載T 3頁 特定記載U（中略） 7頁 特定記載V 8頁 （中略）特定記載R，特定障害Dではないか，と伝える 9頁 特定記載S，特定障害D的な傾向が見受けられる。	記2 特定記載M	特定職員（中略）が書いている所見のうち，操作的診断基準（資料31）の趣旨に合致する所見（資料30）は存在しない。	資料13（中略）と神経性無食欲症（神経性やせ症）との合併報告は調べ得た限り本邦ではない。 資料43（中略）もよくみられる。 資料9略 資料36（中略）が加味される 資料37	記2 項目42 「特定記載R」（障害者台帳8頁）に該当する回答用紙は存在しない。 項目43 事実として裏付けられる事由及び根拠を記す 法人文書は存在しない。	発達障害に関する知識を，（中略）に用いない。

			略 資料３５ （中略）な どが存在す る		
--	--	--	----------------------------------	--	--